はしがき

本書は、1996年７月に民事法研究会の110番シリーズの１つとして出版された『離婚トラブル110番』が前身です。

同じ年の２月に離婚規定の見直しを含む「民法の一部を改正する法律案要綱」が公表されたことを踏まえて、われわれ編著者２名と小山久子弁護士（故人）、坪井節子弁護士の４名の弁護士が、主として当事者の方を対象として、元気な「前向きの離婚」ができるようお手伝いをすることを目的として執筆しました。

その後、版を重ねましたが、最初の出版からは24年近くの年月が経ち、この間、人事訴訟法の制定による離婚訴訟の家庭裁判所移管（2004年）、年金分割制度の実施（2007年）、DV 防止法の数次にわたる改正（2019年他）、家事事件手続法の制定（2013年）、ハーグ条約の批准とその実施法の制定（2013年）、民事執行法の改正（2019年他）などの法制定・改正がなされたり、養育費・婚姻費用について「改定標準算定方式・算定表」（2019年）が公表されたり、判例の集積もあったことなど、離婚をめぐる法律実務が大きく変化していることから、今回全面的に内容を改訂しました。

とくに、親権、養育費、面会交流など、離婚と子どもをめぐる判例や実務は大きく動いていますが、別居や離婚に際して子どもの視点を重視して解決することの大切さを中心に置きました。

全面改訂にあたっては、執筆者の変更、増員だけでなく、タイトルを『Ｑ＆Ａ離婚相談の法律実務――養育費・面会交流・子どもの問題・財産分与・慰謝料』と改め、読者層も当事者の方だけでなく、日常離婚紛争に接している若手弁護士や調停委員など関係者の方々が個々のケースに対応される際の参考になるようにと、専門的な法律知識・判例などを加え、内容を一新しました。

本書により離婚手続の実務の知識を身につけていただき、子どもを含めた当事者の方々が公平な条件の下再出発をできるような離婚を実現するために、少しでもお役に立てれば大変嬉しく思います。

本書の執筆、編集にあたっては、民事法研究会の近藤草子さんに大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

2020年３月

編著者　弁護士　吉岡　睦子
弁護士　榊原富士子

第１章　別居に関連する問題

Ⅰ　婚姻費用

Q1　生活費（婚姻費用）とは

夫とは以前より喧嘩が絶えなかったのですが、先月、夫は私と17歳の娘を残して家を出て行きました。現在、私と娘は、夫名義のマンション（ローンは完済）で暮らしており、夫は１人でアパートを借りています。今月、夫は10万円を送金してくれましたが、これでは生活費に足りません。夫も私も会社員で、税込みの年収は、夫は850万円、私は250万円です。夫にもっと生活費を請求できるでしょうか。

A　あなたから夫に対して、生活費（婚姻費用）を請求することができます。その額については、家庭裁判所裁判官等の作成した算定表を参考に算定することができます。２人だけでは話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てて話し合って合意をしたり、裁判所の審判により決めてもらうことができます。

1　婚姻費用とは

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担するものとされています（民法760条）。婚姻から生ずる費用（「婚姻費用」と呼ばれています）とは、夫婦およびその間の子どもの生活のための

生活費のことですが、衣食住費、医療費、教育費、娯楽費などが含まれます。分担義務の程度は高く、収入の多い配偶者が、自己と同程度の生活を他方の配偶者に保持させる義務（「生活保持義務」といいます）であるとされています。

男性の収入のほうが多い例が多いので、妻が権利者となり義務者である夫に対して請求するケースが一般的ですが、逆の場合もあります。

これまで１世帯だったものが、２つに分かれたのですから、夫にとっても、妻にとっても、別居後の経済面はそれまでよりも大変です。しかし、収入の低い配偶者や子どもの生活について配慮し、適切な額を早めにきちんと送金し始めることは、夫婦間の葛藤をやわらげ、話し合いによって冷静に夫婦間の問題を解決していくことにもつながり、大変大切なことです。また、お子さんがなるべく従前の生活水準を維持できるよう、親として最大限、努力しましょう。

2　請求・合意・公正証書・調停・審判・保全

婚姻費用の請求方法は、口頭でも文書でも、あるいは電子メールでもかまいません。請求をして話し合いをもちかけてみましょう。ただし、裁判実務では、請求した月の分から婚姻費用の支払いを命じることが通例ですので、請求した事実と日付が証拠として残るよう、口頭だけでなく、何らかの文書で請求することがのぞましいです。内容証明郵便と配達証明、あるいは特定記録等という確かな方法によることもできますが、電子メールの文章を印刷したものでも証拠として有効です。相手方との関係に応じて、適した方法を選びましょう。

２人で話し合って合意ができた場合には、必ず文章にして合意書を作成しましょう。口頭での合意は、時間を経るとあいまいになり、履行されなくなりがちです。その場合、一方のみが署名して「払います」と記載する「念書」ではなく、双方が署名捺印する「合意書」にします。一方的念書ではいつでも簡単に変更できてしまいます。相手の履行がきちんと続くか心配な場合には、公証役場で公正証書を作成してもらう方法があります。公正証書に

は、履行を怠ったときに直ちに強制執行を受けても異議がないという意味の「強制執行受諾文言」を入れておくと、不履行が生じたときに、給与差押えなどの強制執行（第７章ⅢＱ５参照）をすることができます。

２人だけの話し合いでは解決しない場合には、家庭裁判所に、「婚姻費用分担請求調停」の申立てをして、家庭裁判所の調停委員会のサポートを得て話し合うことができます。あるいは、すでに合意できている場合でも申し立てて、初回の調停で調停合意としてもらうことができます。この手続は、夫婦関係調整調停（離婚調停）の申立て（第３章Ｑ２参照）とほぼ同じです。申立書の書式は裁判所のホームページからダウンロードすることができ、申立費用は1200円（印紙）と廉価で、このほか若干の切手の納付が必要です（家庭裁判所により異なりますので申し立てる家庭裁判所に確認ください）。

調停でも合意できず調停不成立となった場合、家庭裁判所が、「調停に代わる審判」（家事事件手続法284条、第３章Ｑ３参照）をするか、あるいは本来の審判に移行します。「調停に代わる審判」が告知された場合、２週間以内にどちらからも異議が出なかった場合、あるいは双方から異議権放棄の共同申出がされている場合には告知後直ちに、内容が確定します。異議が出た場合には、本来の審判に移行します。

審判では裁判官が審理して額を決定します。これに不服がある当事者は、高等裁判所へ即時抗告を申し立て、再度の判断を求めることができます。

公正証書、調停調書または審判は、いずれも不履行があったときに直ちに強制執行をすることができる点で同じです。ただし、調停調書や審判は、不履行のあった場合に、「履行勧告」（第７章ⅢＱ５等参照）という制度を使うことができる点で公正証書よりも優れています。履行勧告は、不払いのあったときに、家庭裁判所に書面または口頭で連絡して申し込むと、家庭裁判所調査官が相手方に履行を勧告するという制度で、強制力はありませんが、かなりの効果をあげています。したがって、公正証書か調停調書かを迷う場合には、調停調書をおすすめします。

なお、生活に窮しているのに婚姻費用がまったく支払われず非常に困って

いる場合、家庭裁判所に婚姻費用分担請求の調停または審判を申し立てると同時にあるいは申立後に、その緊急の保全措置である「仮払い仮処分」（家事事件手続法105条・106条）を申し立てることもできます。仮処分も審判の一種ですが、迅速に審理し判断が下されるものです。この申立てをしますと、裁判官は義務者に一定額の支払いを説得し、とりあえず支払いを開始させ、そのことによって緊急性はなくなったとして、権利者に仮処分申立ての取下げをすすめ、普通の調停・審判として事案を進めていくという方法がとられることが多いです。

【調停条項例１】　婚姻費用分担の調停条項例

1　相手方は申立人に対し、婚姻費用の分担として、令和○年○月より別居の解消又は離婚するまで、毎月末日限り、金○万円を申立人名義の口座（○○銀行○○支店　普通預金　口座番号○○○○）に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
2　申立人と相手方は、医療費や教育費等の高額な出費を要する場合には、その負担方法につき、別途協議することを合意する。
3　手続費用は各自の負担とする。

3　婚姻費用の額――算定表と算定方式

婚姻費用の養育費の適切な額を決める方法として、裁判官らが作成した「改定標準算定方式・算定表（令和元年版）」（以下、「算定表」といいます）が広く利用されています。これは、2003年に発表された「簡易迅速な養育費等の算定を目指して――養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」判タ1111号285頁を、その後の社会実態の変化等を踏まえて改定したものです。2003年版算定表は家庭裁判所の実務で広く利用され定着していましたが（最三小決平18・４・26判タ1208号90頁）、基礎収入割合が低い等の批判もあり、2016年には日本弁護士連合会により、新たな算定表が公表されるなどし、改定が待たれていました。令和元年版算定表は、裁判所のホームページに掲載

第２章　離婚原因

Q1　不貞の証明

結婚して５年になりますが、配偶者には交際している人がいるようです。最近は帰宅時間が遅く、態度がおかしいのです。たまたま、配偶者の携帯電話でのメールのやりとりをみたところ、一緒にどこかに行ったやりとりがありました。結婚後、考え方などの違いで諍いも少なくなかったので、不貞行為までしているのであれば、離婚したいと考えています。離婚できるでしょうか。

A　裁判や調停で離婚原因としての不貞が認められるか否かは、不貞行為を証明できるかどうか、つまり、あなたの集める不貞の証拠次第ということになります。ただし、不貞行為の証明ができない場合でも、配偶者に夫婦としての信頼を維持できないような行為があれば、民法770条１項５号の「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとして、離婚が認められることがあります。もちろん、協議離婚や調停離婚では、２人の合意があれば原因を問わず離婚することができ、このことはＱ２以下でも同じです。

１　不貞とは

不貞行為は、裁判離婚が認められる離婚原因の１つです（民法770条１項１号）。ただし、判例が認める不貞行為の意味は狭く、「配偶者のある者が、自由な意思に基づいて、配偶者以外の者と性的関係を結ぶことをいい、相手方の自由な意思に基づくものであるか否かは問わない」とされています（最一

第４章　財産分与

Q1　財産分与総論

財産分与とはどういうものですか。

A　財産分与とは、離婚に際し、夫婦共有財産を分与することをいいます。財産分与の対象となるのは婚姻期間中に夫婦で形成、維持してきた財産で、その基準時は離婚時または別居時となります。

1　財産分与の概要

財産分与とは、離婚に際して、夫婦の財産を分与することをいいます。財産分与には、清算的要素、慰謝料的要素、扶養的要素があるとされていますが、中心になるのは清算的財産分与です。

民法762条は「婚姻中に自己の名で得た財産は、その者の特有財産とする」と夫婦別産制を採用し、夫婦財産を名義に従い帰属させることにしています。そうすると、家事などにより婚姻生活の維持に協力したことが財産の形成や維持に結びつかないことになり不平等になってしまいます。そのため、夫婦間の公平・平等を図るものとして、離婚に際して財産分与が定められていると理解されています（最大判昭36・９・６民集15巻８号2047頁は、民法762条の夫婦別産制の原則により配偶者の一方の財産取得に対する他方の協力・寄与が財産の帰属において直接評価されない結果になったとしても、離婚の際の財産分与や配偶者相続権などにより、結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされている旨述べています）。こうした夫婦別産制と清算的

財産分与との関係について、通説は、財産が名義に従い配偶者の一方に帰属するとしても、財産の形成は他方の配偶者の協力・寄与があった結果であるとして、他方の配偶者の潜在的持分があるとしています。

2　財産分与の対象

清算的財産分与においては、婚姻期間中に夫婦が協力して形成した財産が「夫婦共有財産」（実質共有財産）として財産分与の対象となります（民法768条３項は、「当事者双方がその協力によって得た財産」と規定しています）。婚姻期間中に夫婦が協力して形成した財産であれば、その種類や名義は問いません。典型的な例としては、不動産、預貯金、自動車、保険、株式などの有価証券、現金などがあります。宝くじや馬券が当たった場合の当選金等についても、くじや馬券の購入は通常婚姻費用やその余剰金をあてている場合が多いことも踏まえると、財産分与の対象となります（奈良家審平13・７・24家月54巻３号85頁は小遣いから万馬券を購入したことや、万馬券は射倖性の高い財産で必ずしも一方配偶者の固有の才覚だけで取得されたものともいえないことなどを指摘し特有財産であることを否定しています。宝くじについては、東京高決平29・３・２家庭の法13号71頁）。

自宅不動産の名義を夫３分の２、妻３分の１のように共有にしている場合もありますが、この場合持分に応じて分与することになるわけではなく、結婚生活中に購入していたものであれば、自宅不動産全体が財産分与の対象となり、分与割合（原則２分の１）に従い分与されることになります。

生命保険などの保険については、解約返戻金があるものであれば、資産性があるとして財産分与の対象となります（実際には基準時における解約返戻金相当額を財産分与の対象とすることになります）。なお、損害保険金について、大阪高決平17・６・９家月58巻５号67頁は逸失利益のうち婚姻期間に対応する部分について財産分与の対象としています。

また、子名義の預貯金については、子自身のお年玉やアルバイト、祖父母からの贈与などが原資の場合は子固有の財産となります。原資が夫婦の収入

第５章　慰謝料

Q1　慰謝料の法的性質

私は７年間連れ添った夫と、夫の暴力が原因で昨年協議離婚しましたが、その際財産分与として100万円をもらいました。しかし、100万円ではあまりにも少ないので別途慰謝料を請求したいと思います。財産分与をもらった後でも請求できますか。請求できる期間はありますか。

A　請求できます。請求できるのは離婚後３年以内です。

１　個別の慰謝料と離婚自体の慰謝料

慰謝料というのは、精神的苦痛に対する損害賠償金のことです。

戦前の民法では、離婚に伴う財産分与の制度がなかったため、離婚給付は財産分与の要素も含めてすべて慰謝料として支払われていました。

1947年の改正で財産分与の制度ができたので、慰謝料は財産分与と並ぶ離婚給付の１つとなり、現在では財産分与が離婚給付の中心となっていますが、有責性（どちらの配偶者が離婚原因をつくったか）を重視して、それが離婚の可否にも影響する現在の裁判所の判断においては、慰謝料の問題も一定のウェイトを占めています。

離婚における慰謝料には、①離婚原因となった個別の不法行為（不貞行為、暴力行為、悪意の遺棄など）についての慰謝料（離婚原因慰謝料）と、②離婚に至ったことそのものについて、つまり離婚自体の慰謝料（離婚自体慰謝料）

の２つの種類があるとされています。

①の離婚原因慰謝料を主張する場合は、一般の不法行為と同様に、不法行為の日時・場所、故意・過失、因果関係、損害の内容（額）を主張する必要があります。

②の離婚自体慰謝料は包括的なもので、離婚という結果に対する慰謝料ですので、個々の行為は離婚原因の内容として主張することになり、それらを総合的に判断して慰謝料額が決まります。

裁判では、いずれの請求かによって、遅延損害金の起算点が違ってきます。個別の不法行為による損害賠償であれば各不法行為時からとなり、離婚自体の損害賠償であれば離婚判決確定の日の翌日からとなります（実際には、前者であっても、訴状送達の日の翌日を起算点としているものが多いようです）。

また、時効の起算点（個別の不法行為時か、離婚成立時か）も違ってきます。

もっとも、多くの事例では、個別の不法行為を請求原因とはせず、それらを離婚原因とした②の離婚自体の慰謝料として請求し（これを一般に「離婚慰謝料」と呼んでいます）、認定しています。

なお、双方に有責行為が認められる場合でも、相殺禁止（民法509条）により交互に請求を認めるのではなく、事情を総合考慮して支払義務の有無および額を判断しています。

2　消滅時効

離婚成立後３年経つと、慰謝料を請求する権利は時効で消滅しますので注意が必要です。個別の不法行為による請求権は、それぞれの不法行為を知った時より時効が進行し、３年で消滅します。

2017年に民法が改正され（2020年４月施行）、債権の消滅時効は、債権者が権利を行使することを知った時から５年、権利を行使することができる時から10年となりましたが、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効はその例外として、損害および加害者を知ったときから（主観的起算点）３年、不法行為の時から20年として、従来の規定が維持されました（民法724条１号・

第７章　子どもの問題

Ⅰ　別居に伴う問題

Q1　子どもを連れて別居した場合

子どもは２歳ですが、配偶者は子育てに理解がなく、子どもが泣くと「うるさい！」と子どもまで叱りつけることがあります。話し合いをしようとしても、「仕事で疲れている」と言ってとり合ってくれません。びくびくしながら子育てをすることに疲れ、先日、子どもを連れて別居しました。居所はまだ知らせていません。離婚をしたいと思います。今後、どのようなことに配慮して手続をしていったらよいでしょうか。

A　子どもへのケアについては本章ＩＱ４を参照ください。子どもの気持ちや立場に最大限の配慮をはらいながら、生活費（婚姻費用）、面会交流、離婚、離婚後の養育費などについて、配偶者との話し合いや手続を進めていきましょう。

また、残された配偶者の不安な気持ちにも配慮して、できる限りあなたへの連絡方法を確保し、直接の話し合いが難しいならば、早めに弁護士の代理人を選任したり調停を申し立てるなどしましょう。

１　別居後、話し合いの機会を模索する

別居前後は、住居の確保、場合によっては子の保育園の転園など、新しい

生活リズムをつくるまで、生活の立て直しが大変ですね。しかし、同じ時期、相手や子どもも、生活の激変にとまどい、大きな不安を抱えることになります。これらの不安にも可能な限り、配慮しながら対応していくことが望ましいといえます。最も大切な子どもへのケアについては本章ⅠＱ４で触れます。配偶者には、せめて置手紙を残してあなたがこれから何を考え、これからどうしようとしているかを短くても穏やかに伝えて出ましょう（置手紙は手元にコピーを残しておくといいです）。住所を知らせることがためらわれるならば、電子メールなどあなたへの連絡ルートを確保しておく、相手からストーカー的な対応や暴力が予想されるケースの場合には、早めに弁護士の代理人を立て交渉の窓口をつくるか、調停を申し立てるなどしましょう。

別居して少し落ち着いたら、子育てなどへの非協力的な姿勢によりあなたがどれほどつらかったか、どう感じていたか、可能ならば、あなたの気持ちを、アイ・メッセージ（主語を「私」として自分の気持ちを伝えることにより、不必要に相手を攻撃しない伝え方の手法）で、相手に率直に伝えてみることはできないでしょうか。コミュニケーションは互いの作業ですから、あなたが冷静にはたらきかければ、相手も冷静な気持ちに戻って対応したり反省したりすることもありえます。話し合いが離婚の方向に向かうか否かにかかわらず、仮に相手の挑発的言動があっても、強い口調での言い返しや喧嘩など無用に紛争を激化させるような行為は避けるほうが後々の円滑な交渉解決につながりやすいものです。口論を続けることは百害あって一利なしです。

2　別居期間中の法的手続は

しかし、夫婦のみでは感情的になり、話がうまく進まない場合には、家庭裁判所の調停、各地の弁護士会のあっせん仲裁、公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC〈http://www1.odn.ne.jp/fpic/〉）の調停手続（ADR）など、中立的な第三者に間に入ってもらって話し合いを進める方法もあります。

一方、これまでも暴力を振るわれてきたなど、直接相手と話すことがあなたの身の危険を伴う場合には、生命身体の安全確保がまずは最優先ですので、

Ⅱ　親権・監護権

Q1　親権の意義・親権者の決定基準

私は離婚を考えていますが、配偶者との間には、3人の子どもがいます。私は現在専業主婦（主夫）で収入がないのですが、その場合には親権者は配偶者になってしまうのでしょうか。親権者でなくなると、どのような支障が生じるのでしょうか。話し合いで解決できない場合、子どもの親権者を決めるにはどうしたらよいのでしょうか。

A　従前、あなたが子どもたちの生活につき、主として面倒をみてきたとすれば、あなたが子どもたちをおいて単独で家を出てしばらく時間が経ってしまったというような特段の事情がない限り、離婚後、あなたが親権者となれる可能性があります。婚姻中、専業主婦（主夫）であったとしても、離婚後の子どもたちの生活費については、養育費として非監護者側にも負担義務が生じるので、経済的な格差は親権者としての適格を判断するうえで、あまり問題とはなりません。しかし、相手から支払われる養育費だけでは生活できないことが普通ですので、あなたが子どもの親権者になるとすれば、住居や収入も含め、今後の生活をどうしていくか、行政支援なども調査のうえ、きちんと見通しを立てる必要があります。なお、親権者をどちらにするか話し合いで解決がつかない場合には、裁判所の調停・訴訟といった手続を経る必要が出てきます。

1　親権者とは何か

親権者とは、未成年者である子どもの養育監護、財産管理等を行い、未成年者名義の不動産の売買や未成年者が当事者となる裁判などの法律行為を行うときには法定代理人となる義務を負い、権利を有する立場の人をいいます。

子どもを監護養育、すなわち実際に子どもの身の回りの世話をし教育する権利義務を（身上）監護権といい（民法820条）、居所指定権（同法821条）、懲戒権（同法822条）、職業許可権（同法823条）などを含んでいます。この身上監護権を担う者を特に「監護者」ということもあります。他方、子ども名義の財産を管理したり法律行為の法定代理人となる権利義務は財産管理権（同法824条）といわれます。

現在の日本の民法では、婚姻中は、原則、父母が共同でその子どもの親権を行使しますが（民法818条１項・３項）、両親の離婚にあたっては父母のいずれかを子どもの親権者と定めなければなりません（同法819条１項・２項）。2018年の司法統計年報では、家庭裁判所で成立した調停離婚などのうち、母が親権者となるケースが、複数の子どもの親権を分属させる場合も含めると約93％となっています。

民法820条は、「（親権を行う者は）子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と定めていますが、「子の利益のために」という文言は2011年の改正で追加されました。親権は、子どもに対する親の支配権ではありません。子どもの権利条約にも明記されているとおり、子どもは１人の人間として、その意思決定の自由や成長発達の権利を有し、親に養育される権利を保障されています。この子どもの権利に対応して、親の養育の責務があり、これが民法では親権として定められていると解釈されるべきです。しかし親権という言葉や概念には、子どもを親の所有物のように考える日本の昔からの親子観がいまだ色濃く反映しており（たとえば居所指定権や職業許可権の規定があることなどにも表れています）、むしろ子どもを権利の主体とする親責任（親義務）として、根本から見直す必要があります。

親権の一部とされる懲戒権（民法822条）については法務省法制審議会で審議中ですが、依然としてしつけを口実とした児童虐待が後を絶たないことから、まもなく条項を廃止する改正がなされる可能性が高いです（2020年３月現在）。また、さらに続けて離婚後の親権等の帰属についても検討され始めています。

2　親権者決定の要素

親権者の決定にあたっては、子どもの利益をまず第一に考え、そして次に、現実に毎日子どもの養育にあたることがより適切なのは、どちらの親であるかという観点から判断しなければなりません。

一般的に親権者決定の判断基準や基礎となる事実は、別居中の監護者指定と原則同様といわれており（安倍嘉人＝西岡清一郎監修『子どものための法律と実務』66頁参照）、下記のような点が考慮すべき事情とされています。

①　子どもの側の事情

年齢、性別、心身の発育状況、従来の生活環境などへの適応状況、生活環境が変化することへの適応性、監護環境の継続性、子どもの意思や気持ち、子どもと父母や親族との情緒的な結びつき、兄弟姉妹との関係など

②　父母側の事情

監護する能力、意欲や愛情、監護の態勢、監護の実績や継続性、出生時以来の主たる監護者、子どもとの情緒的な結びつき、父母の年齢、父母の就労状況、資産や収入など経済的な状況、父母の心身の健康、性格、生活態度、暴力や虐待の有無、居住環境、教育の環境、親族などによる監護の支援の有無、監護補助者がいる場合にその監護は適切かどうか、監護補助者に任せきりにしていないか、「監護開始の違法性」の有無、面会交流の寛容性（フレンドリーペアレント）など（榊原富士子＝池田清貴『親権と子ども』100頁以下）。

これらのうち、最も重要な基準は、前述のとおり「子の利益」ですが、何が「子の利益」かという点は判断が難しい場合があります。

なお、相談者のように、経済力がないことで親権者になれないのではないかと心配する当事者も少なくないのですが、非親権者である親にも養育費支払義務があることから、親権者の判断にあたって経済力は大きなウェイトを占めません。

Ⅲ　養育費

Q1　養育費の決定方法・基準

私と夫は、私が５歳と２歳の子どもの親権者になって協議離婚することに合意しました。夫は、自分の生活でせいいっぱいなので養育費は払えないと言っています。私も働いていますが、収入は夫より低い状況です。養育費はどのくらい請求できるでしょうか。いったん決めた養育費を将来増額請求することはできるでしょうか。

A　請求できる養育費の額は、双方の収入の額等に応じて決まります。実際の金額は、家庭裁判所がホームページで公開している算定表を用いて決めているケースが多いです。

いったん決めた養育費も、相当な事情変更がある場合には、双方から増額あるいは減額を請求することができます。

１　養育費の金額の算定方法

親は、未成熟子（本章ⅣＱ４参照）に対して、扶養する義務を負っています。養育費は、この扶養義務に基づいて親が負担するものです。

養育費の具体的な算定方法については、2019年に発表された「改定標準算定方式・算定表（令和元年）」（以下、「算定表」といいます）（第１章ＩＱ１参照）が広く実務で使われています。この算定表は、「自分の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者（子）にも保持させる義務」いわゆる生活保持義務として適正妥当な金額を求めることを目的としてつくられています。算定表は、家庭裁判所のホームページ等で確認することができます。

算定表では、父母双方の収入金額を基礎として、子が高収入の親（多くは養育費支払義務者）と同居していると仮定した場合、子のために費消されて

いたはずの生活費がいくらであるかを計算し、これを父母の基礎収入の割合で按分して、養育費支払義務者が支払うべき養育費の額を算定しています。すなわち、①父母双方の基礎収入を算定し、②生活保持義務を前提として、義務者と子の同居状態を仮定して、生活費指数を考慮して子に配分されるべき養育費を計算し、③権利者と義務者の基礎収入に応じて②の養育費を配分して義務者が払うべき養育費を算出するという方法をとっています。婚姻費用の計算と似ていますが、配偶者の扶養分がない点が異なります。

この算定表は、子の人数（１～３人）と年齢（０～14歳と15歳以上の２区分）に応じて分かれています。たとえば、会社員の父の収入が年600万円、子を監護養育している母の収入が200万円、子は１人で17歳の場合、この算定表の表２に従うと、養育費の額は月６～８万円になります。

算定表を使用するためには、双方の総収入を認定したり、潜在的稼働能力を推計したりする必要がありますが、婚姻費用の場合と同じですので、第１章ＩＱ１を参照ください。なお、福岡家審平18・１・18家月58巻８号80頁は、義務者が養育費の支払いを回避するために失職し無収入になったとして養育費免除を求めた事案について、潜在的稼働能力を前提とした収入に基づいて養育費を算定しています。

2　養育費の決定方法

養育費は父母の協議によって定めることができます（民法879条）。合意した内容について、口頭のみで済ませる場合や念書、合意書、または離婚協議書等の書面を作成する場合がありますが、これらの方法では、義務者が支払いを怠った場合に強制的に取り立てることはできません。不払いになる可能性があり強制執行もできる文書にしておきたい場合は公正証書や調停調書を作成しておく必要があります。

養育費について父母では合意できない場合は、子を監護している親が他方の親に対して、家庭裁判所に監護に関する処分として、養育費の支払いを求める調停または審判を申し立てることができます。調停では、双方の収入や

編著者略歴

吉岡　睦子（よしおか　むつこ）

東京弁護士会
吉岡睦子法律事務所
東京都新宿区新宿１－35－３　アクシア新宿御苑910

〈役職等〉
東京家庭裁判所家事調停委員
法制審議会身分法小委員会元幹事

〈主な著書・論文〉
『実務ジェンダー法講義』（共編著・民事法研究会）
『Ｑ＆Ａ 人事訴訟法解説』（共編著・三省堂）　ほか

第４章Ｑ５～Ｑ９・Ｑ12～Ｑ13　第５章　第９章　担当

榊原　富士子（さかきばら　ふじこ）

東京弁護士会
さかきばら法律事務所
東京都千代田区九段南４－６－１　九段シルバーパレス301

〈役職等〉
日本弁護士連合会家事法制委員会委員
日本学術会議連携会員
早稲田大学大学院法務研究科元教授

〈主な著書・論文〉
『親権と子ども』（共著・岩波新書）
『離婚判例ガイド〔第３版〕』（共著・有斐閣）　ほか

第１章Ⅰ　第３章Ｑ５　担当

執筆者略歴

大森　啓子（おおもり　けいこ）

第二東京弁護士会
フローラ法律事務所
東京都千代田区一番町９－20　グランドメゾン一番町403
〈役職等〉
東京家庭裁判所家事調停委員
日本弁護士連合会家事法制委員会事務局長
第二東京弁護士会家事法制委員会委員長
法務省法制審議会民法（親子法制）部会幹事
〈主な著書・論文〉
『Ｑ＆Ａ 改正相続法のポイント―改正経緯をふまえた実務の視点―』（共著、新日本法規）
『実践調停面会交流』（コラム執筆・日本加除出版）
『裁判例・審判例からみた特別受益・寄与分』（共著・新日本法規出版）　ほか
第４章Ｑ１・Ｑ２　第７章ⅡＱ３・Ⅲ　第８章　担当

佐野　みゆき（さの　みゆき）

東京弁護士会
野田記念法律事務所
東京都新宿区新宿１－28－４　新宿村田ビル２階
〈役職等〉
東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
日本弁護士連合会家事法制委員会委員

〈主な著書・論文〉

『子の監護をめぐる法律実務〔改訂版〕』（共編著・新日本法規）

『セクハラ・DV の法律相談〔新版〕』（共編著・青林書院）

『Q＆A ドメスティック バイオレンス 児童・高齢者虐待対応の実務』（共編著・新日本法規） ほか

第１章Ⅱ　第２章Q９　第３章コラム４　第７章ⅠQ１・Q２・Q４・ⅡQ１・Q２・Q４・Q５・Ⅳ　第10章　担当

藤原　道子（ふじわら　みちこ）

第二東京弁護士会

あさひ法律事務所

東京都千代田区丸の内２－１－１　丸の内マイプラザ

〈役職等〉

東京家庭裁判所家事調停委員

日本弁護士連合会家事法制委員会委員長

〈主な著書・論文〉

『Q＆A 改正相続法のポイント―改正経緯をふまえた実務の視点―』（編集委員・共著・新日本法規）

「遺留分制度と実務」ジュリスト1537号　ほか

第１章Ⅳ　第２章Q１・Q２・Q４～Q８・Q10　第３章コラム３　第４章Q３・Q４　担当

山田　徹（やまだ　とおる）

大阪弁護士会

高槻フルール法律事務所

大阪府高槻市野見町２－57　ポンズビル301

〈役職等〉

日本弁護士連合会家事法制委員会委員

熊本家庭裁判所等元裁判官

〈主な著書・論文〉

『家事調停における知識と技法』（新日本法規）

『ケース別　後見業務トラブル防止の手引（加除式）』（共著・監修・新日本法規）

『家庭裁判所家事別表第一審判事件の実務』（共著・編集・新日本法規）

『相談事例からみた成年後見の実務と手続〔改訂版〕』（共著・新日本法規）

ほか

第１章Ⅲ　第２章Ｑ３・Ｑ11・Ｑ12　第３章Ｑ１～Ｑ４・Ｑ６　第４章Ｑ10・Ｑ11　第６章　第７章ＩＱ３・コラム５　参考資料【図表】　担当

Q＆A 離婚相談の法律実務

――養育費・面会交流・子どもの問題・財産分与・慰謝料――

2020年４月13日　第１刷発行

定価　本体3,100円（税別）

編著者　吉岡睦子　榊原富士子

発　行　株式会社　民事法研究会

印　刷　藤原印刷株式会社

発行所　**株式会社　民事法研究会**

〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。　ISBN978-4-86556-348-1　C2032　¥3100E

カバーデザイン：関野美香